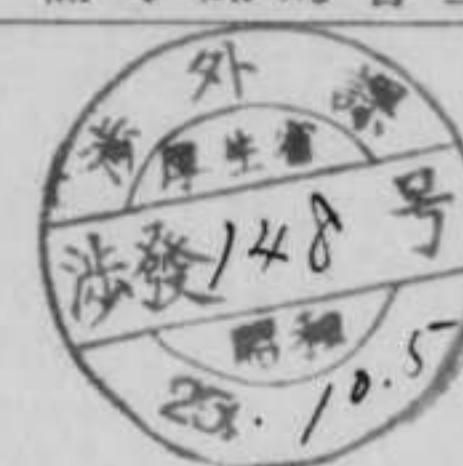
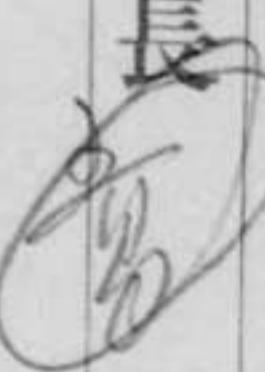


日月送受号		課局議合		欄号課局管主	
第 号 送受 月 月 日	第 号 送受 月 月 日				
12 號					
				<p style="text-align: center;">丙</p>	
				<p style="text-align: center;">判決 昭和25年10月5日 合校</p>	
				<p style="text-align: center;">案起 行施 10月5日</p>	
				<p style="text-align: center;">受局付 月第 日号 へ送る 月 日</p>	
				<p style="text-align: center;">事務官 主任</p>	
				<p style="text-align: center;">起案用紙(丙)</p>	
				<p style="text-align: center;">課長 </p>	
				<p style="text-align: center;">年 月 日</p>	
				<p style="text-align: center;">涉外課長</p>	
				<p style="text-align: center;">社会局長 児童局長 引揚援護庁援護局長 </p>	
<p>本日午後横浜のケア物資事務所長エドリアン</p>					

531

コーリー氏より別添の如き趣旨の電話連絡があつたから少く
お願いする。

(宜む、電説入り不明瞭の点があるて、今後実印を承

り度。)

一、ケアは米國の余剰食糧を利用してさし当り(十一月後半)
1000箇の食糧小包を寄贈したい計画を進めていた。
(註、米國の余剰食糧は農務省に於て買上げ貯蔵
せられ、食品の市價を維持する爲、國內で販賣する
ことを禁じている。)

二、寄贈名宛は厚生省を通じ吉田首相又は皇室と致したい
つもりであるが、用途は左の区分に依りなく、必要な数字を
十月九日(日)ゴーリー氏が厚生省を訪問する時までに
調査してお示し願いなし。(人數と食品別数量)

1. 大学生で日方の足りないもの(栄養不良等)乃至結核等で
厚 生 省
食糧の補足を要するもの(主として東京とする)
脂肪分(食油・バター)小麦粉・若しく不能なら砂糖
2. 引揚者で農業開拓者等補足食糧を必要とするもの
米・大豆・乾葡萄・乾摩果物・スキム・ミルク
3. 学校給食関係
スキム・ミルク外
4. 保育所給食関係(主としてスキム・ミルク)

三、右に掲げた対象及び品種は試案であり他に適当な対象・品種等
が考えられるなり意見を数字で示さない。将来、綿花、羊毛等
も考えていい。

四、本計画はラ、委員会とも協力し、今委員会の意見も尊重して実行政へ爲。